



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
発行責任者：岩橋 祐治  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
年額1,500円  
(送料込、会員は  
会費に含む)





# 過労死の労災認定基準の実効ある改善を

過労死を繰り返す社会は許されない

現在、厚生労働省において、過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害）の労災認定基準の見直し・改定作業が行われています（脳・心臓疾患については2020年、精神障害については2021年が目途）。いの健全国センターは、10月9日に開催した2020年度第4回理事会において、過労死等の労災認定基準の実効ある改善をめざしてとりくみを強化していくことを確認しました。

## 認定基準と運用の問題点

現在の過労死等の労災請求・認定の問題点としては、第1に、就業者における脳・心臓疾患や精神障害が原因の死亡者の内、労災請求する件数があまりにも少ないこと（脳・心臓疾患で1.04%、精神障害で10.4%）、第2に、労災認定率があまりにも低いこと（2019年度の労災認定率は、脳・心臓疾患で31.6%、精神障害で32.1%）、第3に、労災請求に対しその処理が追い付いていないこと（2019年度の処理率=処理件数÷請求件数は、脳・心臓疾患で73.1%、精神障害で77.0%）

現行の労災認定基準及びその運用の問題点として、第1に、過労死労災認定基準となっている時間外労働時間数=「月100時間超、2~6か月の平均

## 厚生労働省宛請願署名の請願項目

- 1 最近の医学的・科学的知見にもとづき、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定時間外労働時間数を「65時間超」とすること。
  - 2 労働時間以外の負荷要因（深夜・交代制勤務などの勤務形態、温度や騒音などの作業環境、精神的緊張・ハラスメントなど）をもっと積極的に考慮すること。
  - 3 被災労働者の属性（疾患や障害、年齢や経験など）や置かれていた状況（育児や介護などの家族的責任など）を正確に判断して認定を行うこと。
  - 4 労災認定を担当する事務官を大幅に増員すること。

で80時間超」は、どんな健康な人でも脳・心臓疾患を起こすであろうきわめて高い基準となっていること

(精神障害では月160時間以上、2か月連続で120時間以上といった極めて非常識な時間外労働時間数となっています)、第2に、時間外労働時間数以外の負荷要因がほとんど考慮されないで脳・心臓疾患の労災認定間でわずかに6.5%です)、労働時間数の認定に当たつ時間認定が行われているこの専門の人員不足が深刻なことの専門職員は採用されてきれます。

いの健全国センターとして、シンポジウムの開催や学習リーフの作成・普及を行うとともに、厚生労働省宛の請願書名を作成し、とりくんでいくことを確認しました。

年内にも厚生労働省要請・懇談を実施するとともに、秋の臨時国会でも院内集会や国會議員（衆参厚生労働委員）要請なども行っていきたいと考えています。全労連や全日本民医連、過労死を考える家族の会や過労死弁護団、過労死防止全国センター、労働法制中央連絡会などにも、広く賛同・協力を呼びかけていきます。（全国センター 岩橋祐治）

### 〈今月号の記事〉

- |   |      |
|---|------|
| 過労死防止学会統報／過労死シンポ一覧                      | 2面   |
| コロナ禍の働き方と労働組合②(生協労連)                    | 3面   |
| 各地・各団体の取り組み                             | 4～7面 |
| 私の一冊「国連家族農業10年」                         | 7面   |
| コロナ禍から働く人びとを守る「フリーランス緊急集会」「九州セミナー秋の学習会」 | 8面   |

## 過労死等防止学会一共通論題

# 過労死等防止法制定から丸6年 ハラスメント自殺事例とその対策

9月19日名古屋市で開催された第6回過労死防止学会続報。後半の共通論題について報告します。

岩城穣弁護士と粥川裕平医師を座長に、天笠崇医師「ハラスメントによる精神障害」、井佐間佳子さん（過労死を考える家族の会）「ハラスメントで愛する人を失った遺族の思い」、水野幹男弁護士「ハラスメントによる自殺事例の裁判闘争」、内藤忍氏（労働政策研究・研修機構）「ハラスメント関連法の改正の内容とその課題」をテーマに報告がありました。

### 時は止まったまま

天笠医師は実例と研究論文の分析から、ハラスメントは精神障害並びにうつ状態や心身症に陥らせ、トラウマを産むことを指摘。ハラスメント防止法を職場で遵守させる取り組みが必要であると訴えました。

伊佐間さんは、8年前の娘さんの自死について職場のいじめや労災認定が最高裁の確定まで6年以上かかったこと、「裁判終了後は時は止まったまま」と悲痛な心の内を訴えました。

水野弁護士は、入社3年目の女性社員の自死事件について報告しました（写真）。労基署の労災認定後に会社といじめの加害者に損害賠償請求を提訴。1審では、加害者の不法行為は認めたものの、会社の安全配慮義務を認めず。2審において電通の最高裁判決に沿って会社の責任を認める判決となりました。



内藤さんは、法改正後残された問題点を施行から13年になるセクハラ防止の現状と重ね、義務化された措置義務の中身、違反事業所へ是正指導の不十分さ、何より法的禁止規定のないことが根本的な問題と指摘しました。また、「労災申請、雇用保険、生活保護、カウンセリングなど必要な支援がワンストップでできる機関が急務」と訴えました。

防止法を活用しながらも ILO190号条約批准の運動を強めることが迫られています。

（全国センター 岡村やよい）

### 2020年度過労死等防止対策推進シンポジウム

\* 時間は開始時間

北海道	11月27日(金) 13:30	ホテルポールスター札幌ホール	三重	12月1日(火) 13:30	松阪商工会議所 大ホール
青森	11月18日(水) 18:00	ハートピアローフク 大会議室	滋賀	11月6日(金) 13:30	草津市立まちづくりセンター 3F 301・302会議室
岩手	11月20日(金) 13:30	岩手教育会館 2階 多目的ホール	京都	11月20日(金) 13:30	池坊短期大学 洗心館 B1F こころホール
宮城	11月4日(水) 13:30	せんだいメディアテークスタジオシアター	大坂	11月16日(月) 14:00	コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3
秋田	12月3日(木) 13:30	秋田市にぎわい交流館AU（あう）多目的ホール	兵庫	11月5日(木) 14:00	兵庫県民会館 9階 けんみんホール
山形	12月1日(火) 13:30	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング 4階 中会議室	奈良	11月13日(金) 14:00	奈良商工会議所 5F 大ホール
福島	11月10日(火) 14:00	キヨウワグループ・テルサホール	和歌山	12月4日(金) 13:30	和歌山ビッグ愛 展示ホール
茨城	11月9日(月) 13:30	つくば国際会議場 多目的ホール	鳥取	11月24日(火) 13:30	倉吉体育文化会館 大会議室
栃木	11月16日(月) 14:00	栃木県総合文化センター 特別会議室	島根	11月25日(水) 13:30	島根県立男女共同参画センター あすてらす 大ホール
群馬	11月5日(木) 13:30	ビエント高崎 6階 602号室	岡山	11月26日(木) 14:00	岡山国際交流センター 8F イベントホール
埼玉	11月24日(火) 14:00	ソニックスシティビル棟4階 市民ホール401	広島	11月9日(月) 14:00	広島YMCA国際文化センター
千葉	11月30日(月) 14:00	千葉県経営者会館 大ホール	山口	11月20日(金) 13:30	宇都部市文化会館 3F 文化ホール
東京（中央）	11月11日(水) 14:00	イイノホール	徳島	11月19日(木) 13:00	徳島大学 地域連携プラザ 2F 地域連携大ホール（けやきホール）
東京（立川）	11月13日(金) 17:30	ホテルエミシア東京立川（旧立川グランドホテル）	香川	11月27日(金) 14:00	かがわ国際会議場
神奈川	11月4日(水) 13:30	日石横浜ホール	愛媛	11月30日(月) 18:00	愛媛大学 共通講義棟A 11講義室
新潟	11月19日(木) 14:00	朱鷺メッセ 中会議室301	高知	11月24日(火) 13:30	ちよテラホール
富山	11月26日(木) 14:00	ボルファートとやま 琥珀の間	福岡	11月6日(金) 18:30	天神クリスタルビル 大ホール
石川	10月29日(木) 14:00	石川商工会議所ホール	佐賀	11月18日(水) 18:30	アバンセ佐賀 4F 第3研修室
福井	10月27日(火) 13:30	福井県国際交流会館 3F 特別会議室	長崎	11月21日(土) 14:00	NBC別館 2F メディア・ツー
山梨	11月25日(水) 18:30	ベルクラシック甲府エリザベート	熊本	11月27日(金) 13:30	水前寺共済会館グレーシア 凰凰
長野	11月30日(月) 13:30	JAL長野県ビル アクティホール	大分	11月5日(木) 14:00	全労済ソレイユ カトレア 7階
岐阜	11月4日(水) 13:30	じゅうろくプラザ 5F 大会議室	宮崎	11月17日(火) 18:00	宮日会館 11階 ホール
静岡	11月4日(水) 13:30	静岡市民文化会館 大会議室	鹿児島	12月4日(金) 13:30	TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール
愛知	11月17日(火) 14:00	名古屋国際センター 別棟ホール	沖縄	12月10日(木) 17:30	沖縄青年会館

## コロナ禍の働き方と労働組合② 生協労連

# 「緊急時だから仕方ない」を払拭することが課題

新型コロナの影響は生協職場の労働者に職場環境の変化や労働負荷の増加として顕在化しています。事業の経営状況は、当初の経営計画から大きく上振れる結果ですが、マスク不足や様々なデマにより引き起こされた物資の不足、巣ごもり需要の急増とその影響を受けパンクした物流部門、それらすべてが労働者全体に、感染リスクと大きなストレスとして降りかかりました。

### 社会のインフラを支える使命感をもって

生活協同組合ユーコープでは、新型コロナ対策会議を適宜開催しています。メンバーには産業医や保健師も入っています。評価できる点は、健康福利部局が「第3の感染症『差別』を防ぐ」といった発信をしたことです。差別は意識していないなくても起きてしまうことなので、発信自体に意味があると考えています。一方で、休校時の休業補償のルールは情報把握や発信について課題が残りました。国の発信が遅かったことで準備期間がなく、人事部局は過大な負担を強いられました。情報がいつ発出されるかもわからず、労組から理事会に働きかける場面もありました。当然職場は混乱し、休まなければならぬ子育て中の労働者と、労務管理をする管理者の間でのトラブルも発生してしまいました。

そのような状況でしたが、労使協議の到達点として、コロナ対応に報いるための一時金を要求し、理事会が手当を労働者全員に支給したことは大きな前進点です。一時金制度のない労働者や子会社・関連会社を含む労働者まで一律の金額が支給され、コロナ禍の異常な状況で働いていることへの対価としても、大きなインパクトがありました。生協で働く人のほとんどはエッセンシャルワーカーと言われる労働者で、社会インフラを支える使命感を持って、日々感染リスクと闘いながら通勤・勤務しているため、仕事のモチベーション維持につながりました。

### 人員不足はすべての業務で深刻化

店舗事業・宅配事業では供給高（売上高）が大幅に上昇しましたが、働く人数が増えず、1人ひとりにかかる負担が多大になりました。欠品は長期にわたり、最前線で働く労働者は組合員（顧客）に対し、謝罪の日々が続きました。

物流部門は需要の急増によりパンク。商品取扱数を減らし一部のラインを縮小する事態となりまし

た。現在も残業が恒常化し対応しきれない業務を派遣労働に頼らざるを得ない状況です。

一方、福祉事業は大きな打撃を受けました。介護事業の労働者は自身の感染リスクは元より、利用者とその家族への感染リスクを抱えながら働かなければならず、その不安は長期に続きます。

本部は経年的に人員を縮小してきたこともあり、少人数で刻々と変わる状況に対応することになりました。通常業務に加えて、パンクした業務への応援や変形した労働形態、コロナ罹患者が発生した場合の対応など、気の休まるときがありませんでした。

人員不足の深刻さはすべての業態において拍車がかかりました。感染リスクの不安から離職した人もいます。働き続ける労働者にどういう対応をするのかが経営者には求められています。また、業務の効率化を異常事態時にすることは非常に脆いことが明らかになりました。労働組合はそういった視点も踏まえできることを考えていかなければなりません。

また、ユーコープ労働組合は理事会とテレワーク制度について協議交渉しています。テレワーク制度を使って働く人は限られますが、感染第1波のときには緊急的に導入されました。一旦、落ち着いた今の段階で問題点を洗い出しています。該当の労働者からは、マネジメントの難しさや制度の不備などの声が寄せられています。

新型コロナ感染症の予防には、接触をなるべく避けることが必須とされ、職場の情報収集に大いには苦慮しました。掲示物や機関誌で、「困ったこと・改善してほしいこと」について声を寄せてほしい旨を発信し、情報収集をしました。秋闇でも、分会の開催に苦慮することが予想されたことから、事前に分会開催フォロー動画を作成しました。

「コロナ緊急時だから仕方がない」という雰囲気を払拭することが課題です。組織全体が自粛ムードとなって労働運動そのものが停滞してしまわないよう工夫し、要求で団結する組織の強化を進めています。（ユーコープ労組書記長 加藤慎一郎）



## 各地・各団体のとりくみ

石川

### コロナ感染の労災申請を問う 労働局要請

9月24日、いの健石川センターは労働局要請を行いました（写真）。センターからは、筋也寸志代表など4人。労働局からは、労災補償監督官、監察監督官など4人が参加しました。労基法改定に伴う石川県内の36協定違反は366件、23.1%でした。特別条項は、集計していないが、法改定に伴っての変更は増えているとのことでした。

県内の脳・心臓疾患、精神疾患の労災申請件数について、脳・心臓疾患は2019年度申請数10、死亡5、決定7(3)、支給2(1)、精神疾患は2019年申請数12、死亡1、決定19(2)、支給9(1)でした。（※（ ）は死者数、決定・支給は前年分含む）全国の新型コロナ感染症による労災は、申請数1222、死亡16、決定617(6)、支給617(6)でした。局は「コロナ感染の県内情報は出していない。個人情報であり、請求人が特定されるケースがあるので明らかにしていない」と話しました。いの健側からは、「県内は医療のクラスターが多い。知つてもらう必要はないのか、職場ではメンタルサポートチームで取り組んでいる」と指摘しました。

化学物質による職業ガンの対応、啓発について局は、「1億4000万種類の化学物質があり、規制ラ



ベル表は673種ある。新しいものも3000種類あり、製造企業への情報提供、有害マーク付けを指導している。有害物質を使用する場合は会社がSDS（安全データシート）の入手・リスクアセスメント行っている」と回答がありました。いの健からは「対策が取られているところはいいが、一人親方では有害物質を知らずに使われている」と指摘しました。

労災認定率の低下については、過去5年間で脳・心臓疾患、精神障害とともに減少しており「過労死等に係る、監督担当部署と労災担当部署の連携が影響しているのでは」と問いました。局側は、「労災部署と監督部署の協議が、労災認定率の低下に繋がっていることはない。適切な話し合いをして認定を判断している」と述べました。認定職員の増員については、局からは「本省に伝えます。」と回答しました。

（石川センター 川上仁志）

愛知

### 56枚の写真をカラーで 「設立30周年記念誌」を発行

愛知健康センターは、結成30年を迎える総会として、博士号を取得した事務局員の記念講演をはじめ、鬼剣舞、フルート演奏、ピアノ伴奏つきの「愛知健康センターの歌」の披露など、盛りたくさん準備をしてきました。しかし、残念なことに「コロナ」の襲来で、総会はハガキで議案の賛否を集約。記念行事はすべて無くなりました。唯一残ったのが「設立30周年記念誌」でした。

センターでは「年会誌」を2004年から発行して2019年まで継続しました。結成20周年記念誌では発足時から20年間の活動の記録と裁判支援の記録などを特集しました。25周年は追加の5年間の記録をしました。今回の「設立30周年記念誌」はその後の5年間の記録を掲載することになり、結成時からの記録をすべて整理することができました。

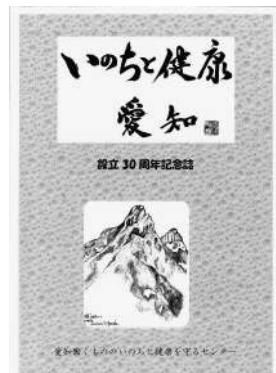
今回は56枚の写真を掲載し、カラーで読みやすくしました。

小見出しを紹介して概要をお伝えします。

「旺盛にすすめられた学習活動」「出前講座で職場を訪問」「遺族に寄り添う労災裁判支援の活動」「過労死等防止対策推進法を成立させる」「過労死・健康110番相談活動」「港を中心に人権・命を守る活動を展開」「労災死の保険金が会社に／団体生命保険」「命をむしばむアスベストとのたたかい」「東海地域の命守る連携 東海セミナー」「いのちと健康を守る地域の活動」「労働法制をめぐる共闘が展開」「会社訪問は活動の活力に」「緒外国の労安活動にふれる旅」「文化活動にもかかわりました」「人権侵害を許さないたたかいを支援」。

また、30年の活動の中で幾人の先輩がご逝去されました。紹介し、ご冥福をお祈りしました。

（愛知センター 吉川正春）



## 各地・各団体のとりくみ

**労働  
法制**

### 「仕方ない」からみんなで「変える」 労働法制中央連絡会2020年度総会

10月8日、自由法曹団、MIC、全労連等で構成する労働法制中央連絡会は2020年度総会をオンラインを含め15団体9地方から44人の参加で開催しました。主催者あいさつに立った吉田健一代表委員（写真）は、誕生した菅政権が安倍政権の継承を大きく打ち出していることに触れ、「学問や研究部門にまで介入してきた。露骨な政治の私物化に対する追及の手は緩めない」と強調。また、「6万人の労働者が雇用を奪われている。新自由主義と規制緩和の矛盾が露骨に現れている」と指摘。「改憲阻止、人間らしく働く権利の実現、市民と野党の共闘で、新たな政権を勝ちとろう」と訴えました。

松丸和夫代表委員（労働総研代表理事・中央大学教授）が「コロナ禍における経済・雇用情勢」と題し記念講演。「労働条件・雇用情勢が悪化している中、政府による在宅勤務やテレワーク拡大の意図と新たな規制の必要性が課題となっている。労働組合や市民団体がどのような運動を展開していくかが重要」と訴えました。

**大阪**

### コロナ禍でも工夫して要求を前進させる 第28回定期総会

大阪労働健康安全センターは10月9日に第28回定期総会を開催しました。14団体28人が参加。全ての議案が採択され新年度がスタートしました。

中村賢治理事長は、挨拶でコロナ対応で休日返上でPCR検査の対応に追われ悲鳴をあげる保健師の生の声を紹介。来賓の菅義人大阪労連議長は、「副業・兼業」をすすめる菅政権は、労働者の使い捨てを合法化しようとする安倍政治よりも酷いと批判。「住民投票・大阪市廃止分割構想」で、大阪が発展する道理はないと厳しく批判し、必ず勝利をと訴えました。

討論では8団体が発言しました。「市の中央衛生委員会の要求により全小中学校に産業医が配置された。来年度から職場毎のストレスチェックの結果を出せるようになった」（大教組）、「『學習・調査・行動』を原則に、學習講座や職場見学会、職業がんをなくす訴訟支援を実施。テレワークの導入で職場に分断が持ち込まれ『副業したいと』いう声も。生活できる賃金が大事」（化学一般）、「1人でも多く職場復帰できるようリモートも活用」（職対連

目前の課題となっているフリーランス、雇用類似の働き方について、MICの北健一事務局長、新宿一般



労組の岡村稔書記長、JMITU日本IBM支部の大岡義久委員長より報告がありました。IBMからは社内フリーランスのような成果主義と自己責任を強いる実態が報告され、参加者からはどよめきがおこりました。討論では、いの健全国センターの岩橋祐治事務局長から、いの健で取り組む過労死等の認定基準に対する諸運動について協力が呼びかけられました。その他、討論では計9本の発言がありました。

中央連絡会の伊藤圭一事務局長は「コロナ禍の苦境のもと、あきらめずに声をあげることで政府に一定の財政措置と対策を実現させてきた。運動の到達に確信をもち、『仕方ない』から、みんなで『変える』へと動かすることで、ディーセント・ワークの確立に、大きく前進する1年としていこうではないか」と訴えました。

（全労連 井之上 亮）

・メンタルヘルス事例研究会)、「衛生用品不足と患者減によって経営危機。病院への支援が必要。



緊張の連続により看護職場は疲弊して退職希望者もでている」（医労連）、「利用者に感染させないよう緊張が続き体調を崩す職員がいる。ストレスチェックの結果で産業医との面談を実施」（民医連）、「安全パトロールを中止、定例会議も縮小。台風21号被害の教訓から防災スピーカー設置など港湾局と共同で対策」（全港湾阪神）、「合併により公務員は激減。大阪市も保健所が1カ所にされコロナ対策が困難に」（自治労連）、「感染させられないという緊張と消毒作業で職員は疲弊。健康対策委員会はWEBも活用して実施している。月例報告では、腰痛やけいわんの労災が最多」（福保労）。

どの発言もコロナ禍でも工夫して会議を持ち、要求を前進させていることに励まされる内容でした。大阪安全センターは12月12日にいの健学習交流集会を予定しています。オンライン参加も併用しながら集会の成功にむけてがんばろうと決意を新たにしています。

（大阪センター 鈴木まさよ）

**板橋****アスベスト飛散に不安  
板橋・ハッピーロード商店街解体工事**

板橋区内の再開発および都市計画道路建設に伴う、商店街の一部の解体工事で、アスベスト飛散の不安を訴える声があがっています。この工事の特徴は、解体が32棟にも及ぶこと、鉄骨造の店舗が中心で建材にアスベストの多用が想定されること、全国的に有名な「ハッピーロード大山商店街」のアーケードを挟んで行われること、1日3万人以上の買い物客や通勤・所用での通行人がいること、近隣は住宅密集地で保育施設・小学校もあることです。つまり、アスベスト被害の影響がケタ違いに高いのです。この商店街はよくテレビに出る、地域を代表する施設で、広範な注目も集めています。

**事前調査の漏れが多数見つかる**

7月21日の住民説明会や、現場前の掲示内容がズサンだったため、住民や「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の永倉冬史さんとともに、8月21日にアスベスト事前調査結果を閲覧したところ、調査漏れ箇所が多数あり、その場で指摘しました。特にエレベータ室や電力変電室、P Sといった、アスベストが使用された可能性が高い箇所が調査されていませんでした。

**安全・確実・安心な工事に向けた提案を要請**

住民らで「アスベストから大山を守る会」を作り、情報公開の徹底による住民の不安解消と、より安全で確実に安心な工事とするための提案を、板橋区と再開発組合に提出しました。しかし、板橋区・再開発組合とも提案を拒否する回答。回答の中で特に不十分な点について、そこで再検討を求める要請を提出しましたが、再開発組合は回答がなく、板橋区は前回と全く同じ回答という不誠実さでした。

**説明・掲示が誤りだらけで二転三転**

9月上旬に、現場前に新たな掲示がされました。またもや誤字・脱字やアスベスト作業の原則について不適切な表記があり、指摘するとマジックで訂正

するが、これまた間違っているなどますます不信を広めています。

9月末には、隣接する住宅を再開発組合が戸別訪問し、「説明会は速報段階だった」「調査漏れはない」などと、二転三転した説明と資料配布が行われました。そして、10月1日には工事が着工されてしまいました。住民は「やっぱりおかしい」「分かるように説明してほしい」と不安を募らせています。

**中央省庁・東京都の担当者の聞き取りで、  
板橋区に伝わる**

3人の国会議員が現地を視察しました。そのうち山添拓参議院議員が環境省・厚労省・国交省の担当者から聞き取りをしたところ、「監督官庁である東京都から直接的な指導をしてもらうと良い」とアドバイスがあり、後日、板橋区へ確認の連絡をもらいました。東京都の担当者は「指導権限は板橋区」としながらも、板橋区に数回の連絡をしました。

**板橋区の対応が変わり始める**

板橋区も対応が変わり、私たちの要請は拒否するものの、掲示内容の誤りを訂正し、アスベスト建材の特定を進めた掲示をさせるなど、ようやく行政指導をするようになりました。10月5日の板橋区との協議では、「公共性が高い場所なので、頻繁に確認に行きたい」と前向きな発言が出されました。しかし「調査・点検まではできない、確認だ」というにとどまっているため、専門家による第三者の監理者と、コーディネーター配置を改めて求めています。

**板橋区長と再開発組合へ要請した、不安解消のための提案**  
①第三者機関が再調査して、住民説明会を行なうまでは工事を停止すること②事前調査、除去作業の監理・指導、除去後の完了検査は、第三者機関でも行なうこと③除去作業中は、常時測定を行なって、速報値を毎日掲示すること  
④工事業者・第三者による監視者と住民をつなぐコーディネーターを置くこと

(板橋センター 後藤淳二)

**いの健全国センター 第23回定期総会**

日時：12月11日（金） 13時30分～16時  
会場：平和と労働センター・2階ホール

\*新型コロナ感染症拡大予防のため、例年よりも時間を短縮して行います。

\*団体からの代議員については、会費口数に関係なく1団体1人とします。

\*地方からの参加の場合はオンラインも可能とします。

\*詳細については、総会召集状を発出します。

# 化学物質ばく露による膀胱がんを労災に認めよ

## 第1回弁論と記者会見

8月19日、東京地裁で、F・Hさんの労働基準監督署による療養補償給付不支給処分の取り消しを請求する裁判の第1回弁論が開かれ、その後記者会見も行いました。

### 原告の意見陳述概要

「私はアパレルメーカーに勤め中国に赴任していました。帰国後42歳で膀胱がんを発症。喫煙歴もなく若年の膀胱がんはまれであるため、主治医に業務歴を聞かれました。中国赴任時、生地を品質検査する際、アゾ染料が手や鼻等に付着し洗っても落ちなかつことを伝えたら、特定芳香族アミンを生成するアゾ染料に暴露し、がんを発症した可能性があると言われました。2015年11月労災申請しましたが不支給。審査請求、再審査請も求却をされました。

職業性膀胱がんの特徴として若年発症と高再発性、悪性度があります。42歳で発症、4年間で3回度も摘出手術を行い、直近の検査でもG2からG3へと悪性度が進行しています。

会社は調査に対し真実の証言を行わず、私の業務自体が無かったものとされ、もみ消すような内容の資料を労基署に提出しました。労基署や労災補償保険審査官、労災保険審査会は新たな調査はせず、会社の言い分のみに追随し、『過去の海外での暴露に十分な証拠がない』としました。

### 過度な立証責任

1人で現地に行き、当該工場で膀胱がんを発症した人がいること、当該地域で膀胱がんが多いことを

聞き意見書を提出しましたが、一人の調査には限界があります。被災者に過度な立証責任を負わせていると言わざるを得ません。



不当な決定には到底納得出来ず提訴するに至りました。裁判所は三権分立の立場から、行政の不当な判断に拘束されずに、公正な調査の上に納得いく判断をしていただきたいと強く望むものです。

全がん患者の内、職業起因は世界の疫学報告では全がん死者の5~8%、EU労組は16%と主張しています。ちなみに日本では、毎年2万人が職業関連がんで死亡していることになります。

職業がんの労災認定件数は日本ではあまりにも少なく、石綿関連を除くと年間20件以下です。何も知らずに職業がんになり亡くなられる方も大勢いるのです。提訴により多くの人に現状を知って頂き、厚生労働省に労働者の化学物質被害の予防に尽力して頂きたいと思ったことも、提訴に踏み切る理由の一つです。職業がんにならない社会にすることが重要です」。

裁判を傍聴し、記者会見にも同席しました（写真）。日本の現状は、こうして一歩ずつ闘っていくかないと労働者の健康や命までも守れないのだなと思いました。次回弁論は10月30日です。

(東京センター 小杉秀樹)

### 私の一冊②

### 『国連家族農業10年』—コロナで深まる食と農の危機を乗り越える(かもがわ出版)一

農民連（農民運動全国連合会）は今年8月に、かもがわ出版から『国連家族農業10年』を発行しました。国連は2017年総会で、2019年から2028年の10年間を「国連家族農業10年」とすることを決議。日本も共同提案国になっているこの内容を本としてまとめたものです。（1300円+消費税）

すなわち、国連は世界中で営まれている農業の中で、企業農業や大規模経営ではなく、家族単位で営まれている小規模な「家族農業」を支援するということです。

これはとても重要なことです。現状では、世界の農場数の90%以上が家族農業であり、世界の食物の80%を生産し、耕地の70%~80%を耕作しています。

さらに、世界の農業経営の約73%が経営規模が

1ヘクタール未満であり、2ヘクタール未満では85%になります。つまりカナダやオーストラリアなどの巨大農場は例外中の例外なのです。

そのため国連は加盟各国の政府に対して、これからも世界の食物生産を担っていく「小農が舞台の中央に立つ」農業政策を求めているのです。

東京大学の農政学者の鈴木宣弘教授は、「国民必携の書として本書を全国民に読んでもらいたい」と推せんしています。

注文はかもがわ出版。(Fax 075-432-2869)へ。

(社会医学研究センター 村上剛志)



# コロナ禍から 働く人びとを守る

## —— 鮮明になった矛盾を、広い共同で克服しよう ——

### 文化芸術を守り、事業者・フリーランスを救え！ 緊急院内集会

新型コロナ収束が見通せない状況に、多くの中小事業者・フリーランスが存亡の危機に直面し、生活困窮が深まっています。危機的事態の打開をめざし、日本俳優連合（日俳連）とライブハウス関係者らでつくる「#SaveOurSpace」、農民連、全商連は10月7日、緊急院内集会と政府交渉を行いました。



### 税金は払っているのに「対象外」

農民連・ふるさとネットワークの湯川喜朗さんは「事業を継続し税金も払っているのに"人格なき法人"は持続化給付金の対象外というのはおかしい」と怒りの声。全商連の中山眞さんも「今までは本当に必要な人に支援が届かない」と100件の申請への対応要請書を経済産業省に提出しました。

### 文化・芸術の灯を消すな

集会の中で、日俳連の森崎めぐみさんは、「俳優の多くはフリーランスであり、事故にあっても労災が適応されない。劇団公演でコロナのクラスターに巻き込まれた俳優もフリーランスで労災にはできないとされた」と訴えました（写真）。SaveOurSpaceの加藤梅造さんは「ライブハウスはコロナの温床のように言われ追い込まれた気分だった。しかし、イベント中止を余儀なくされている施設に助成を求める署名は短期間に30万集まった。とても励ました。政府の支援策は使える事業者が少ない」と発言しました。文化・芸術関係からは、日本エンターテイメント連盟、セーブ・ザ・シネマ、ミュージカルギルドQ（劇団）からも次々発言がありました。

集会後、参加者は2グループに分かれ、経済産業省に「速やかな持続化給付金と家賃支援給付金の改善」、文部科学省に「文化芸術活動の維持発展に向け支援策の改善」を求める要請を行いました。

これまでにない幅広い共同の行動は今後への確信をもつことのできる行動となりました。

### 人間らしく働くための九州セミナー 秋の学習会

「第31回人間らしく働くための九州セミナーin北九州」はコロナ感染拡大により来年に延期。今年は「新型コロナ感染症時代の働く人々の健康権」をテーマにWEB学習会を10月3日に開催しました。田村昭彦代表世話人会議長は基調報告の中で「新自由主義的自己責任か新しい福祉国家かが試される時期」と現時点を特徴付け「雇用と社会保障がすべての国民の課題になった。新たな橋頭堡を活用しよう」と呼びかけました。



—D-19における働く人びとの実態と対

一歩：収入激減・雇用・生活破壊によ

### ポストコロナの展望を

企画の第1グループは「エッセンシャルワーカー」の報告です。「コロナ禍の国立病院の現状」（全医勞）、「各区にあった保健所が1ヵ所に」（北九州市職労）、「コロナ禍における生協労働者の実態」（生協労連九州地連）の報告が行われました。陽性患者を受け入れた病院では、人員不足が深刻化しデマや風評被害も生まれました。保健所は100時間を超える残業が常態化。生協では物流機能の混乱が続きました。

第2グループは「収入激減・雇用・生活破壊」の報告。「covid-19における労働相談」（全労連九州ブロック）、「コロナウイルス禍における交通労働者の実態」（自交総連福岡）、「コロナ禍の労働事件」（井上顕弁護士）、「日本で働く外国人」（ユニオン北九州）、「中小事業者の状況と民主商工会の相談活動」（八幡民商）が報告されました。

労働相談では女性からの相談が約7割、非正規労働者からが半数超です。実習期間中に解雇されたが飛行機が飛ばず帰国できないベトナム人労働者もいます。中小事業者は昨年の消費税増税による地域経済の低迷の上にコロナ禍に襲われました。

「労働や生活の困難は、コロナにより矛盾が激化し鮮明になった」とまとめが行われました。感染症の下で働く人びとの健康を守ることと同時に、ポストコロナ時代の健康権を展望していくことが求められています。（全国センター 岡村やよい）